

目 次

- **第2条第1項第1号該当（造成事業）** 1
 - 資材置場、露天駐車場、グランド等の造成事業で、面積が1,000平方メートル以上のもの

- **第2条第1項第2号該当（開発許可）** 2
 - 都市計画法第29条第1項に基づく許可申請が必要なもの

- **第2条第1項第3号該当（建築事業）** 3
 - 建築物の高さが10メートル以上のもの
 - 工作物の高さが15メートル以上のもの
 - 集合住宅等で計画戸数が5戸以上のもの
 - 建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの

- **第2条第1項第4号該当（設置事業）** 4
 - 太陽光発電設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

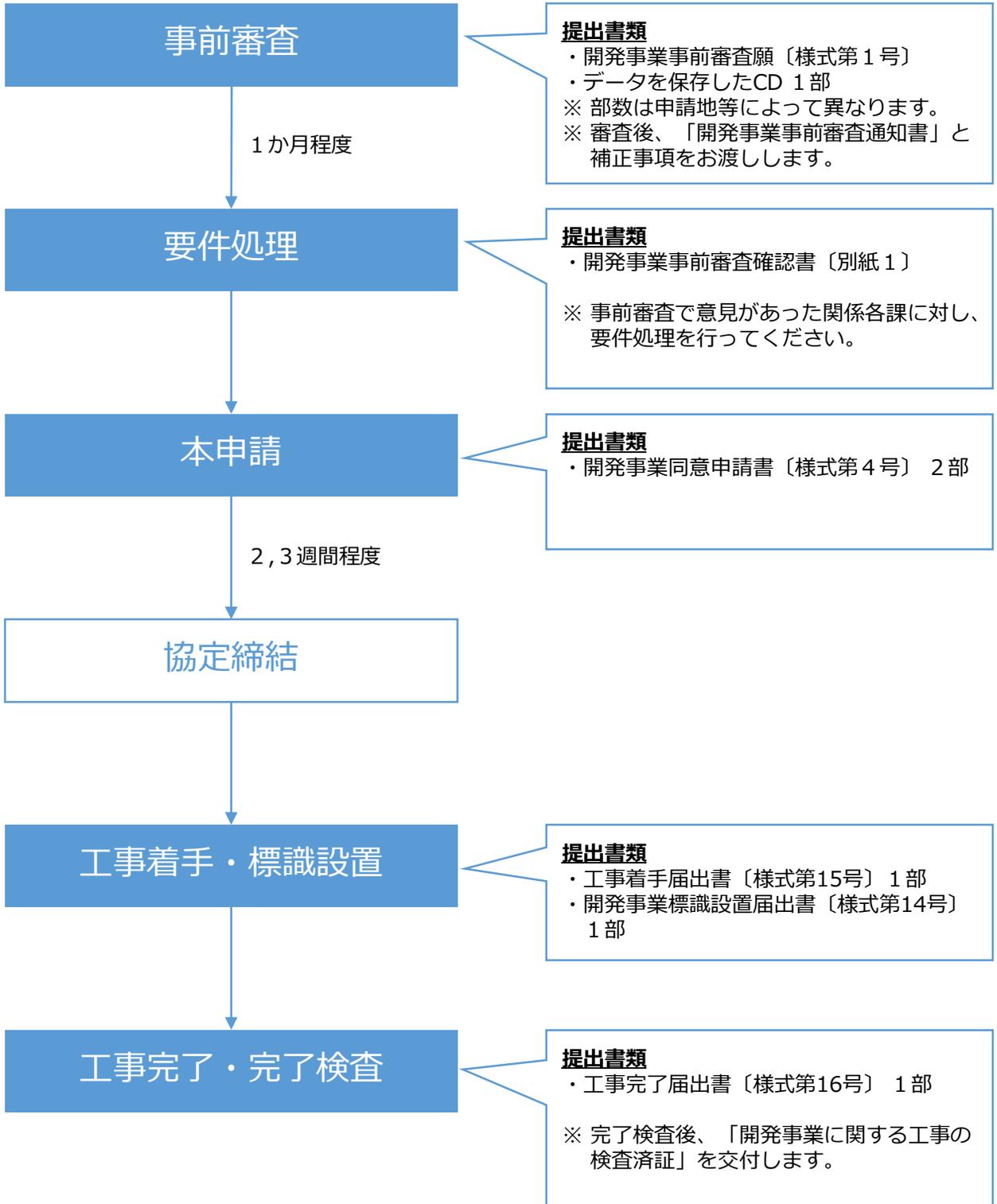
- **第2条第1項第5号該当（必要事業）** 5
 - 計画的なまちづくりを進める上で必要と認めるもの

注意事項

- ※ 手続の流れ、提出書類については、主なもののみを記載しています。
- ※ 内容によっては、追加で手続が発生する場合、または手続が不要となる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 御不明な点がありましたら、都市計画課へ相談してください。

第2条第1項第1号該当（造成事業）

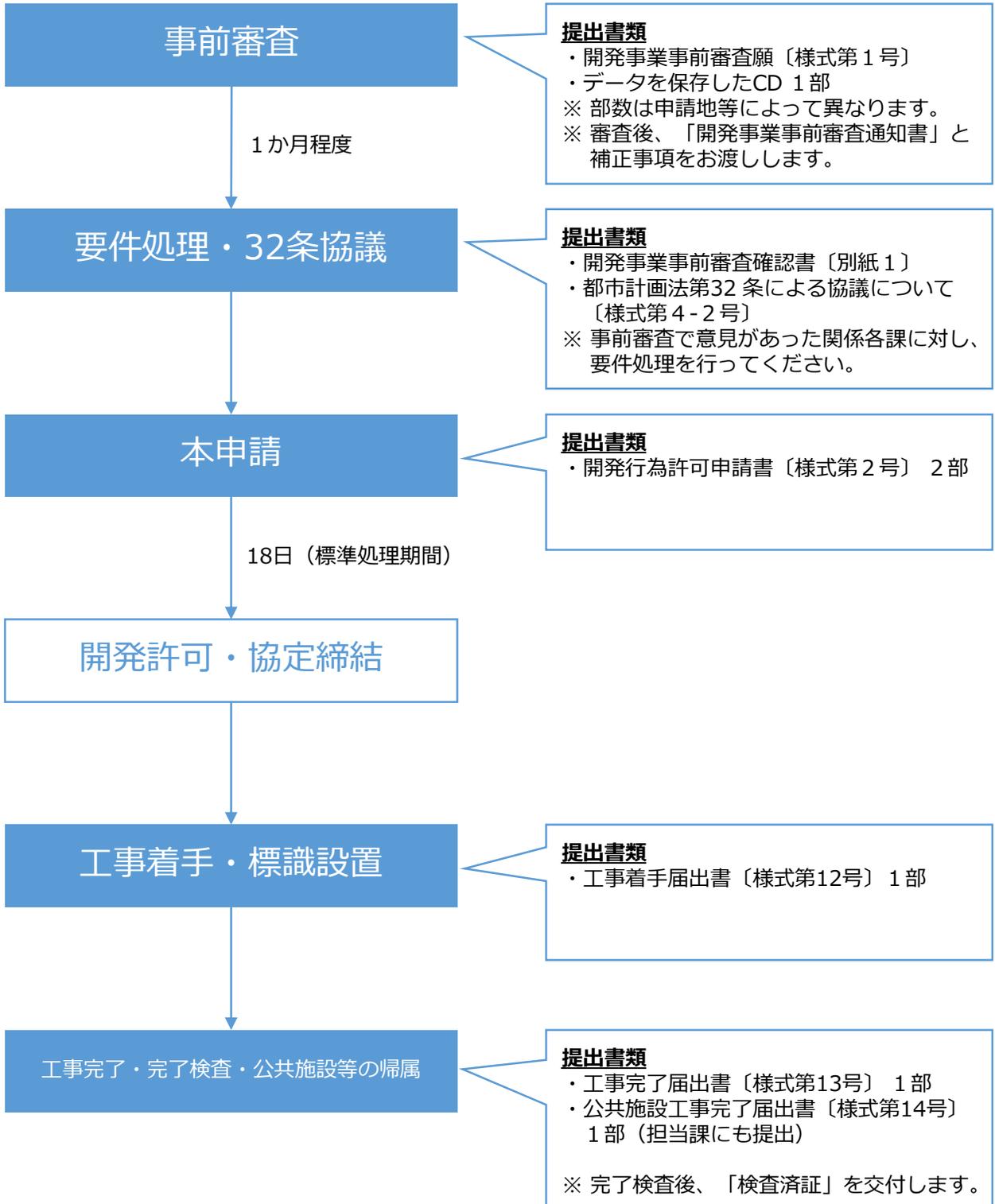
- 資材置場、露天駐車場、グランド等の造成事業で、面積が1,000平方メートル以上のもの



※ 市に移管することとなる公共施設、公益施設またはこれらの建設用地がある場合、別途手続が必要になりますので、都市計画課へ相談してください。

第2条第1項第2号該当（開発許可）

- 都市計画法第29条第1項に基づく許可申請が必要なもの

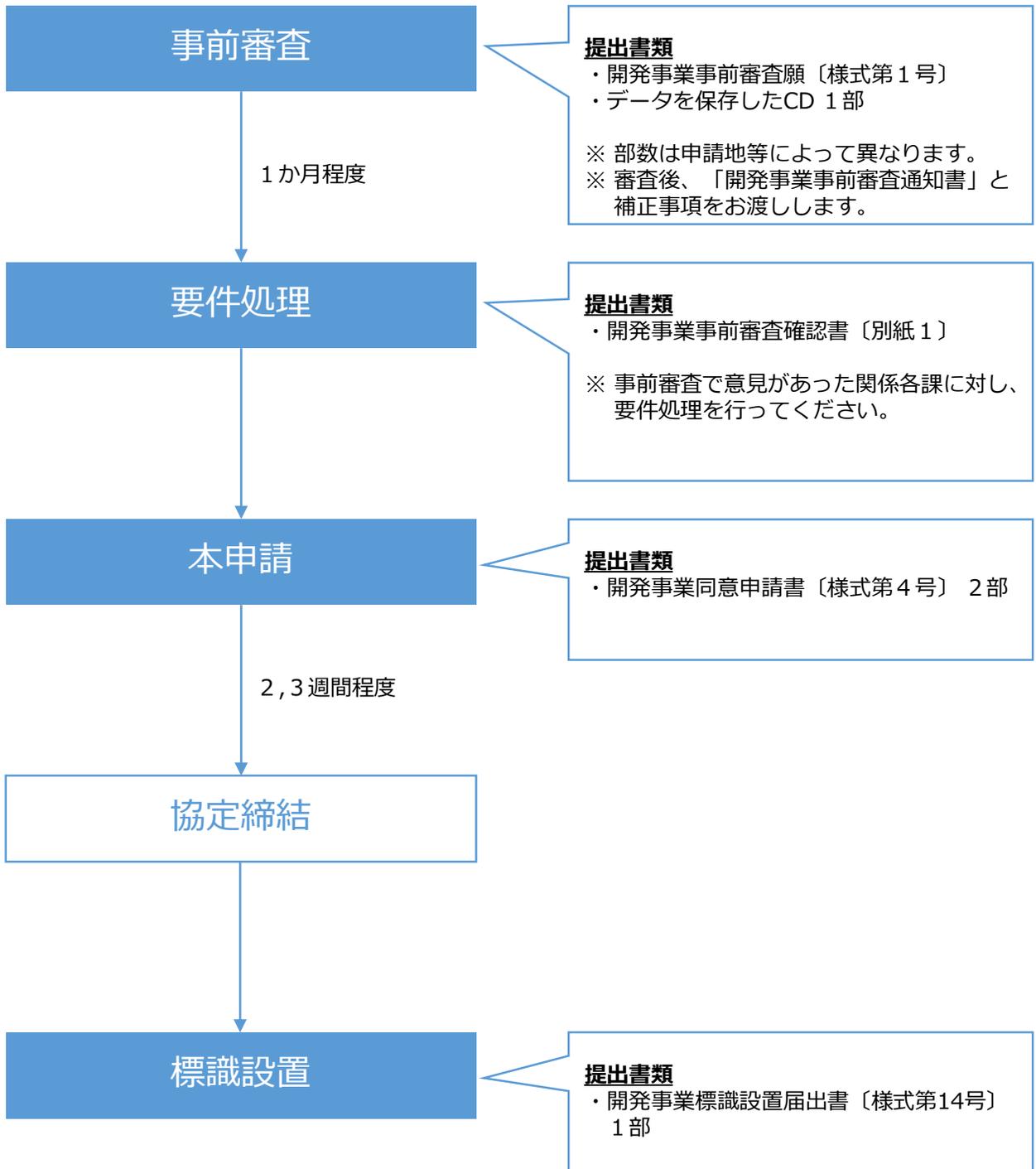


※ 開発許可に係る手続は別途様式が定められているので、ご注意ください。

第2条第1項第3号該当（建築事業）

- 建築物の高さが10メートル以上のもの
- 工作物の高さが15メートル以上のもの
- 集合住宅等で計画戸数が5戸以上のもの
- 建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上のもの

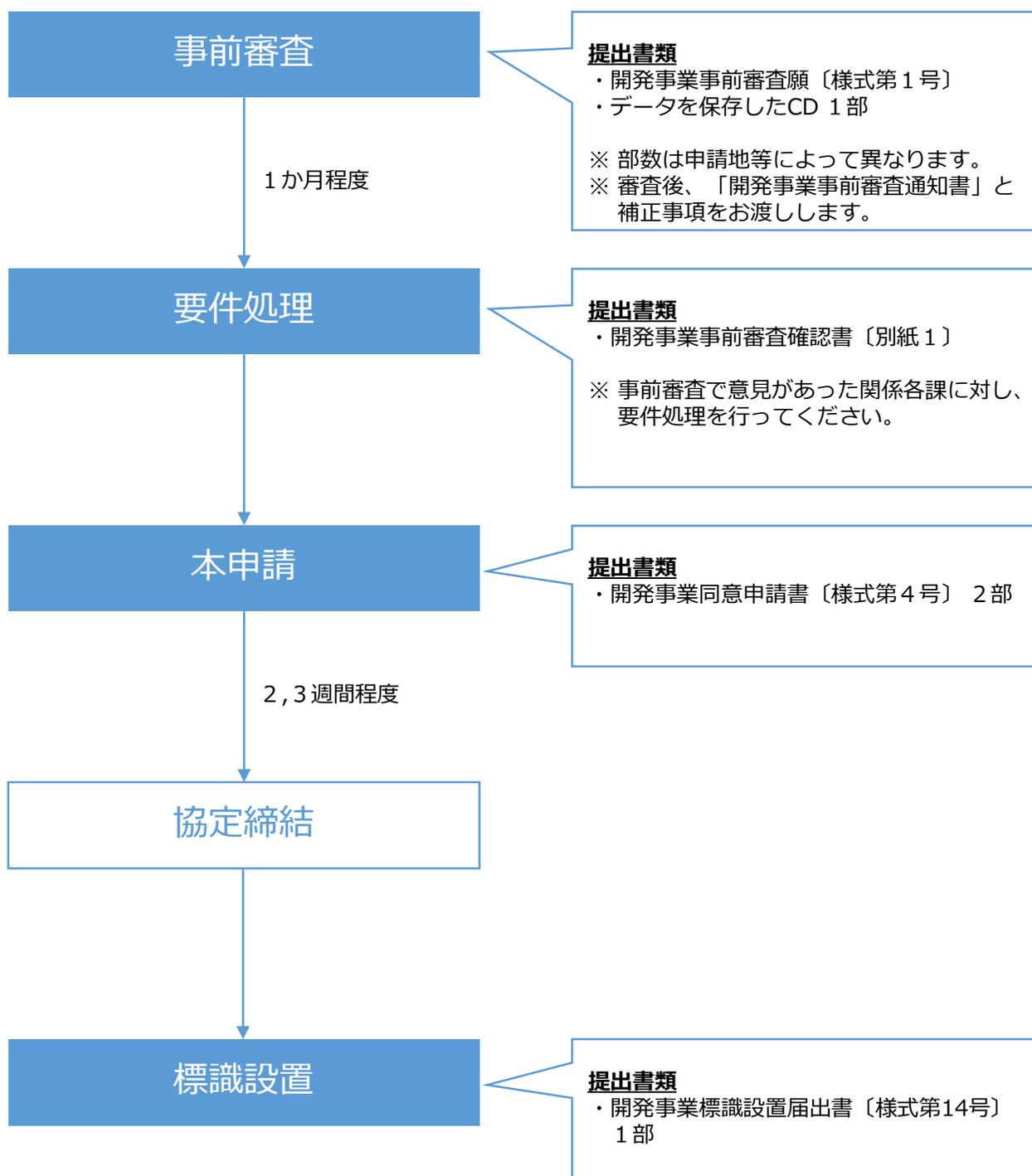
※ 既存建築物の建替え等で用途を変更せず、かつ、建築物の延べ床面積、階数および戸数が従前の規模と同等以下の場合を除く。



第2条第1項第4号該当（設置事業）

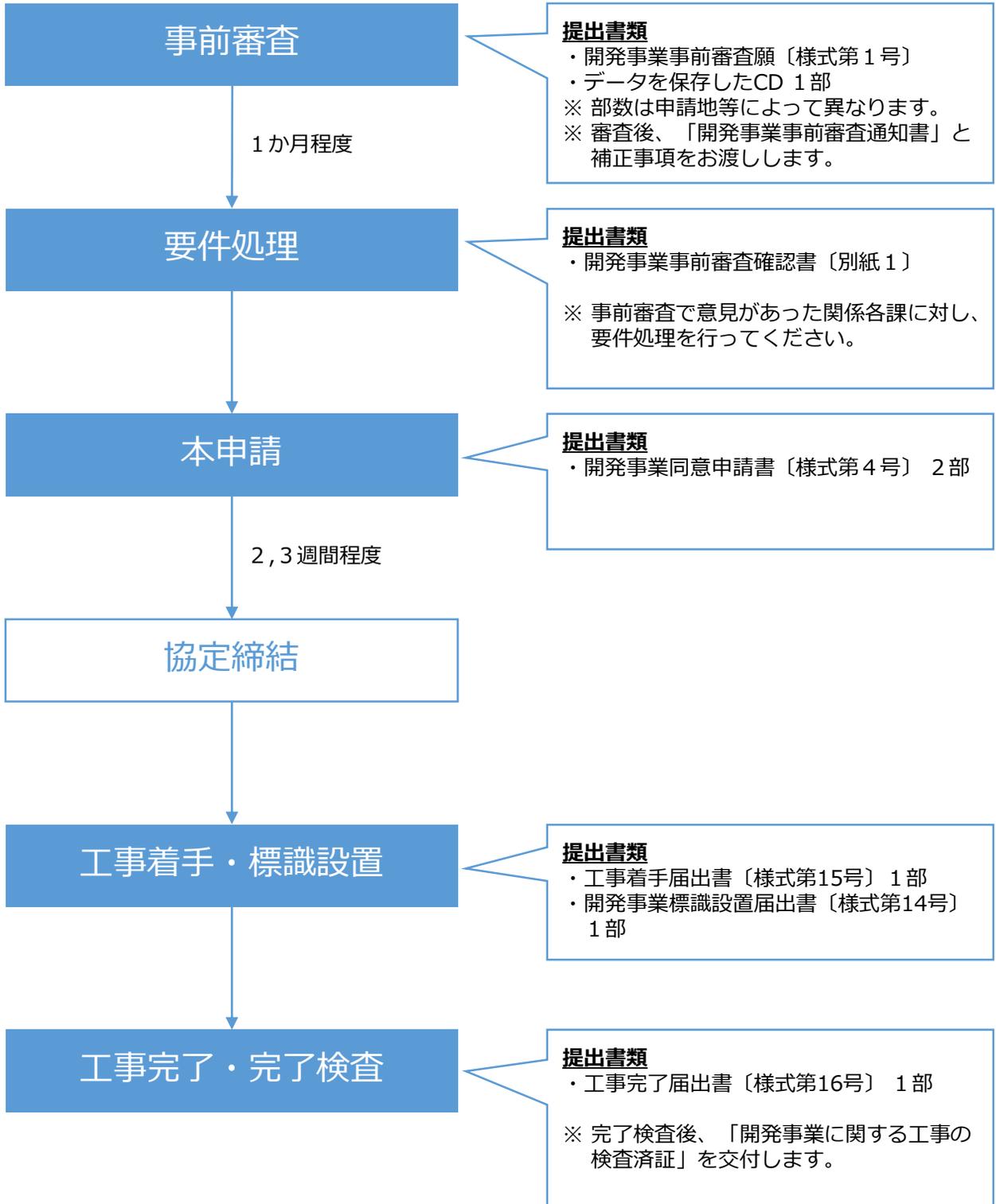
- 太陽光発電設備を設置する事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

※ 建築物の屋根または屋上に設置するものは除く。



第2条第1項第5号該当（必要事業）

- 計画的なまちづくりを進める上で必要と認めるもの



※ 市に移管することとなる公共施設、公益施設またはこれらの建設用地がある場合、別途手続が必要になりますので、都市計画課へ相談してください。